

ウィルコム海外レンタルサービス利用規約

(目的)

第1条 本規約は、株式会社ウィルコム(以下「当社」といいます。)がウィルコム通信サービスまたはウィルコム沖縄通信サービスの利用者向けに提供する、中華人民共和国内(台湾、香港、マカオは除外します。)で提供されている PHS サービスに対応した PHS 端末(付属品を含み、以下「レンタル端末」といいます。)及び PIM カード(以下「レンタル PIM カード」といい、レンタル端末と併せて「レンタル端末等」といいます。)をレンタルするサービス(以下「本サービス」といいます。)に適用します。

(申し込み方法)

第2条 本サービスの申し込みは、別途当社の定める方法にて行うものとします。

2. 当社は、前項の申し込みを受けた場合、速やかに当社の定める基準に従い審査を行うものとします。
3. 当社が取得した個人情報の利用目的等については、当社ホームページに記載されている当社プライバシーポリシーに従うものとします。
4. 本サービスの提供に関する契約(以下「レンタル契約」といいます。)は、本条第1項の申し込みに対し、当社が承諾した時点で成立します。

(本人確認)

第3条 当社は、本サービスの申し込みに際して、当社の定める方法で申し込み者に対して本人確認を行うものとします。

(レンタル端末等の貸し出し)

第4条 当社は、受渡希望日までに、当社とレンタル契約を締結したお客様(以下「利用者」といいます。)に対し、利用者が選択した方法により、レンタル端末等を貸し出すものとします。

(レンタル端末等の返却)

第5条 利用者は、申し込みの際に定めた利用終了予定日までに、以下の各号のいずれかの方法により、当社がレンタルしたレンタル端末等を当社に返却するものとします。

(1) 成田国際空港の当社指定カウンターへの持ち込み

(2) ウィルコムプラザ(各種手続き等を行う当社のサービス拠点であり、別途当社が定めるもの)への持ち込み

(3) 当社指定伝票を用いた着払いによる宅配

2. 利用者が当社指定伝票を用いずに通常の宅配等によるレンタル端末等の返却を行い、当社に宅配手数料の支払い等の損害が生じた場合、利用者は、当社に対し、当該損害を賠償するものとします。

- 3．利用者が本条第1項(1)及び(2)の方法によりレンタル端末等を返却する場合、レンタル端末等の返却は、当社指定カウンターに持ち込まれた時点で完了したものとみなし、利用者が本条第1項(3)の方法によりレンタル端末等を返却する場合、レンタル端末等の返却は、返却の発送がなされた当社が認めた日に完了したものとみなします。
- 4．本条第1項の規定にかかわらず、法令、第17条（当社によるレンタル契約の解除等）第1項または第18条（利用者によるレンタル契約の解約等）の規定に基づいてレンタル契約が解除または解約された場合は、利用者は、利用終了予定日前であっても、直ちに当社がレンタルしたレンタル端末等を当社の指定する方法で当社に返却するものとします。この場合、本条第2項、第3項の規定は適用されないものとします。利用者が本項の規定に基づきレンタル端末等を返却する場合、レンタル端末等の返却は、レンタル端末等が当社の支配下に置かれた時点で完了したものとみなします。

（利用料及び支払い）

第6条 申し込み手数料、レンタル料金及び通話料金は、次の各号の単価に基づいて算出します。

なお、本規約において、レンタル期間とはレンタル端末等の受渡し完了日（宅配の場合は申し込み時に定める端末到着予定日の翌日）から、レンタル端末等の返却完了日（宅配の場合は返却の発送がなされた日。但し、第5条（レンタル端末等の返却）第4項において宅配を利用する場合は、レンタル端末等が当社の支配下に置かれた日）までの期間を言います。

（1）申し込み手数料

申し込者は、レンタル契約が成立した場合、申し込み手数料として、1契約につき、1,050円（消費税込み）を当社に支払うものとします。但し、沖縄及び離島等一部地域が宅配先の場合、及び沖縄県内のウィルコムプラザでの受取の場合は別途 2,100円（消費税込み）が申し込み手数料に加算されます。

（2）レンタル料金

・レンタルPIMカードのみのレンタル料金

レンタル期間1ヶ月につき、一枚あたり525円（消費税込み）

なお、レンタル期間1ヶ月とは、毎月1日から末日までの期間をいい、本号のレンタル期間については、1ヶ月未満の期間は切り上げて計算するものとします。

・レンタル端末1台とレンタルPIMカード1枚のセットのレンタル料金

レンタル期間1日につき、1セットあたり、210円（消費税込み）

・レンタル端末1台とレンタルPIMカード2枚（北京用1枚及び上海用1枚）のセットのレンタル料金

レンタル期間1日につき、1セットあたり、315円（消費税込み）

（3）通話料金

- ・レンタルPIMカードを用いて中華人民共和国から中華人民共和国へ発信した際の通話時間1分（1分未満は切上げ）につき、40円
- ・レンタルPIMカードを用いて中華人民共和国から中華人民共和国外へ発信した際の通話時間1分（1分未満は切上げ）につき、100円

れているデータおよび情報の障害・消失に関する事故に対しては、いかなる場合も、いかなる時点においてもその責任を負わないものとします。

(紛失・毀損時等の対応)

- 第11条 利用者は、レンタル端末等の故障、滅失、毀損、紛失または盗難が発生するなどして、レンタル端末等が利用不能となった場合には、直ちにその旨を当社に連絡したうえ、紛失または盗難の場合には、警察等の公的機関に対し、紛失または盗難に関する必要な手続きを行うものとします。なお、故障、滅失、毀損、紛失または盗難の連絡の翌日以降に発生したレンタル料金及び通話料金の支払義務については、免責されるものとします。但し、レンタルPIMカードのみのレンタルの場合は、当該連絡があった日を含む月のレンタル料金は除くものとします。
2. 当社はレンタル端末等が、レンタル期間中に、故障、滅失、毀損、紛失または盗難により利用不能となった場合であっても、交換または修理は行わないものとします。また、当社は、レンタル端末等の故障、滅失、毀損、紛失または盗難に起因して利用者に損害が生じた場合であっても、前項に基づきレンタル料金及び通話料金を免除する以外に、一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者は、利用者の責に帰すべき事由により、レンタル端末等に関し、故障、滅失、毀損、紛失または盗難が発生する等して、レンタル端末等が利用不能となった場合、当社に対し、以下の表に定める賠償額を支払うものとします。

表1. 電話機本体・PIMカード

事由	賠償額
レンタル端末の滅失、修理代金が購入代金相当額と同一かそれを超えるような故障または毀損（全損）、紛失、盗難	33,120 円
修理代金が購入代金相当額を下回るようなレンタル端末の故障または毀損（分損）	33,120 円を上限とする実際の損害額
レンタルPIMカードの故障、滅失または毀損（全損、分損の両方を含む）、紛失、盗難	1,050 円

表2. 付属品

バッテリーの滅失、修理代金が購入代金相当額と同一かそれを超えるような故障または毀損（全損）、紛失、盗難	4,200 円
修理代金が購入代金相当額を下回るようなバッテリーの故障または毀損（分損）	4,200 円を上限とする実際の損害額
充電器の滅失、修理代金が購入代金相当額と同一かそれを超えるような故障または毀損（全損）、紛失、盗難	3,150 円

修理代金が購入代金相当額を下回るような充電器の故障または毀損（分損）	3,150 円を上限とする実際の損害額
充電器用 U S B ケーブルの滅失、修理代金が購入代金相当額と同一かそれを超えるような故障または毀損（全損）、紛失、盗難	1,050 円
修理代金が購入代金相当額を下回るような充電器用 U S B ケーブルの故障または毀損（分損）	1,050 円を上限とする実際の損害額
レンタルバッグの滅失、修理代金が購入代金相当額と同一かそれを超えるような故障または毀損（全損）、紛失、盗難	1,575 円
修理代金が購入代金相当額を下回るようなレンタルバッグの故障または毀損（分損）	1,575 円を上限とする実際の損害額

（端末等補償制度の適用）

第 1 2 条 利用者は、申込み時に、端末補償制度への加入を希望することにより、レンタル端末補償制度（以下「端末補償制度」といいます。）へ加入することができます。なお、端末補償制度に加入した利用者は、レンタル料金及び通話料金と共に、端末補償制度の対象レンタル端末 1 台につき、1 日当たり 2 1 0 円（消費税込み）を当社に支払うものとします。

2 . 利用者が端末補償制度に加入している場合で、レンタル期間中に、当該端末補償制度の対象となっているレンタル端末に関して故障、滅失、毀損、紛失または盗難が発生し、当該レンタル端末が利用不能となったときは、当社は、以下の各号の定めに従い、賠償額の支払い義務を免除します。

（ 1 ）レンタル端末の故障、毀損

レンタル端末が第 5 条（レンタル端末等の返却）第 1 項に従って返却された場合は、賠償額の 100% を補償します。レンタル端末が第 5 条（レンタル端末等の返却）第 1 項に従って返却されない場合、賠償額の 50% を補償します。

（ 2 ）レンタル端末の滅失、紛失、盗難

賠償額の 50% を補償します。なお、賠償額の支払い後に、レンタル端末が当社に返却された場合でも、当社がすでに受領した賠償額は返還しないものとします。

3 . レンタル端末に関しての故障、滅失、毀損、紛失または盗難が利用者の故意または重過失による場合は、利用者が端末補償制度に加入している場合であっても、前項の規定は適用されないものとします。

（禁止事項）

第 1 3 条 利用者は、以下の各号の行為を行ってはなりません。

（ 1 ）レンタル端末等に他の機械または付加物品等を取り付けること、レンタル端末等を改造、

分解または破壊すること等、レンタル端末等の機能に影響を与える行為

- (2) レンタル端末等の譲渡、転貸、改造
- (3) レンタル端末等に貼付された当社の所有権を明示する標識、調整済みの標識、標章等を除去、汚損する行為
- (4) レンタル端末等について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定する行為
- (5) 犯罪行為、違法行為その他の公序良俗に違反する行為

(制限事項)

第14条 利用者は、レンタル端末等は別途当社が利用者に提示するサービスエリア(以下「対象エリア」といいます。)外で通信を行うことができないこと、及び対象エリア内であっても、各国の通信事情、地形その他の理由により通信を行うことができない場合があることについて承諾するものとします。

(免責)

第15条 当社は、本サービスに関し、利用者が損害を被った場合であっても、当該損害発生の原因の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

(不可抗力)

第16条 天災地変その他自己の責に帰すべからざる事由より本規約に記載された義務を履行できなかった場合、当社及び利用者は、当該不履行について責任を免れるものとします。

(当社によるレンタル契約の解除等)

第17条 利用者が次の各号の一に該当する場合には、当社は通知催告等何らの手続を要することなく、直ちに当社が利用者とは締結しているレンタル契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約の各条項の一に違反し、当社から相当の期間を定めて是正を催告されたにもかかわらず、違反が是正されなかったとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受け、または滞納処分を受けたとき
- (3) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てをなしたとき
- (4) 自己振出もしくは自己引受の手形、または自己振出の小切手が不渡りとなったとき
- (5) 当社のお名譽、信用を失墜させ、もしくは当社に重大な損害を与えたとき、またはそのおそれがあるとき
- (6) 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき
- (7) ウィルコム通信契約またはウィルコム沖縄通信契約が解除され、またはウィルコム通信サービスまたはウィルコム沖縄通信サービスの利用が中止または停止されたとき

(利用者によるレンタル契約の解約等)

第18条 利用者は、レンタル契約を解約しようとするときは、当社に対し、あらかじめ当社が定める方法により通知するものとします。

(遅延利息)

第19条 利用者は、本規約に基づく債務の支払が遅延した場合は、支払期日の翌日から支払が行われた日までの日数につき、年14.5%の割合で計算される額を遅延利息として直ちに当社に対して支払うものとします。

(譲渡等)

第20条 利用者は、本規約に基づく権利または義務の全部または一部について、第三者に譲渡し、貸与し、または担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

2. 当社は、本規約に基づき利用者に対して有する権利を第三者に対して譲渡または信託し、もしくは担保権を設定する場合があります、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

3. 当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

(規約の変更、特約)

第21条 当社は、当社所定の手続きを経た上で、本規約を変更することがあります。その場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

2. 当社は、本規約に関する特約等(以下「特約等」といいます。)を別途定めることができます。この場合、特約等は本規約の一部を構成するものとし、本規約と特約等との間に齟齬が生じた場合、特約等が本規約に優先して適用されるものとします。

(準拠法)

第22条 本規約及びレンタル契約は、日本国法に従って解釈されるものとします。

(合意管轄)

第23条 本規約及びレンタル契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上